

平成 29 年 12 月 25 日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課 御中

一般社団法人日本臨床心理士会
会長 津川 律子

「公認心理師法第 7 条第 3 号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の
取扱い等について (案)」について

日頃から当会及び臨床心理士の活動につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。この度、「公認心理師法第 7 条第 3 号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について (案)」に関するパブリックコメントの公募に接し、当会としての要望を下記のようにまとめましたので提出いたします。

記

1. 3 頁の上から 5 行目「(1) 第 1 の 1 又は 5 に該当する者」の「外国の心理に関する大学院における専門教育の合計の時間数が 990 時間以上であり、施行規則第 2 条に規定する科目を概ね満たすこと」に関して、次のように加筆を要望します。「外国の心理に関する大学院における専門教育の合計の時間数が 990 時間以上であり、施行規則第 2 条に規定する科目を概ね満たすこと。とくに心理実践実習が 450 時間以上であること。」
理由は、心理実践演習は大学院における公認心理師養成教育の要であり、日本の大学院と同等の養成教育を受けていることが「認定基準」において重要であるため。
2. 3 頁の上から 8 行目「(1) 第 1 の 2 又は 3 に該当する者」の「外国の心理に関する大学における専門教育の合計の時間数が 1,790 時間以上であり、施行規則第 1 条に規定する科目を概ね満たすこと」に関して、次のように加筆を要望します。「外国の心理に関する大学における専門教育の合計の時間数が 1,790 時間以上であり、施行規則第 1 条に規定する科目を概ね満たすこと。とくに心理実習が 80 時間以上であること。」
理由は、心理演習は大学における公認心理師養成教育の要であり、日本の大学と同等の養成教育を受けていることが「認定基準」において重要であるため。
3. 3 頁の上から 11 行目「(1) 第 1 の 4 に該当する者」の「外国の心理に関する大学における専門教育の合計の時間数が 1,790 時間以上であり、施行規則第 1 条に規定する科目を概ね満たすこと、かつ、外国の心理に関する大学院における専門教育の合計の時間数が 990 時間以上であり、施行規則第 2 条に規定する科目を概ね満たすこと」に関して、次のように加筆を要望します。「外国の心理に関する大学における専門教育の合計の時間数が 1,790 時間以上であり、施行規則第 1 条に規定する科目を概ね満たすこと、かつ、外国の心理に関する大学院における専門教育の合計の時間数が 990 時間以上であり、施行規則第 2 条に規定する科目を概ね満たすこと。とくに大学院においては心理実践実習が 450 時間以上であること。大学においては心理実習が 80 時間以上であること。」
理由は、上記 1. と 2. と同様です。

以 上

一般社団法人日本臨床心理士会 事務局
〒113-0033
東京都文京区本郷 2-27-8 エゾノ本郷二丁目ビル 401
MAIL : office@jscp.jp
TEL : 03-3817-6801
FAX : 03-3817-6802